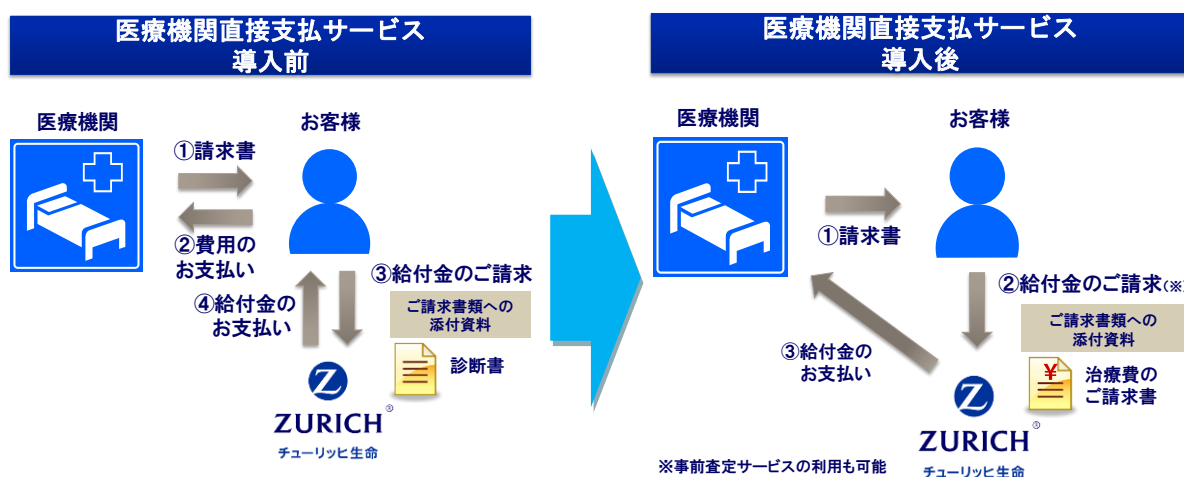


先進医療給付金の「医療機関直接支払サービス」を開始
当社より給付金を医療機関へ直接お支払いし、お客様の治療費の一時的なご負担を軽減
2014年9月16日(火)より

チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（以下「チューリッヒ生命」、日本支店：東京都中野区、日本における代表者：太田健自、URL：<http://www.zurichlife.co.jp/>）は、2014年9月16日（火）より、先進医療給付金を当社から医療機関へ直接お支払いする「医療機関直接支払サービス」を開始いたします。

先進医療は、厚生労働大臣によって定められた公的医療保険の対象にするか否かを評価する段階にある治療方法で、近年、最先端の治療方法として注目されていますが、その一方で、先進医療にかかわる費用（技術料）は公的医療保険の対象外であることから全額自己負担となり、治療法によっては経済的負担が大きくなる場合があります。そのため、当社では、かねてより「終身医療保険プレミアム」「My 終身ガン保険」「ガン保険 Plus+(プラス)」等の保険商品の特約で、先進医療にかかわる費用（技術料）の実費をお支払いする保障（先進医療給付金）をご提供してまいりました。しかしながら、従来の先進医療給付金のお支払い方法では、お客様が医療機関へ治療費を支払わなければならない期日が到来するまでに、当社から給付金をお客様へお支払いすることが困難であることが多く、その場合、治療費をお客様に一時的にご負担をいただかなければなりません。そこで、当社では、先進医療給付金のお支払い方法やお手続きの見直しを行い、この度、先進医療給付金を当社より医療機関へ直接お支払いをする「医療機関直接支払サービス」を導入することといたしました。これにより、お客様に一時的に治療費をご負担いただくことなく、スムーズに治療費のお支払いを完了することができます。また、当サービス開始に伴い、先進医療給付金ご請求のお手続きに添付が必要な「診断書」の代わりに、治療費の「請求書」でもご請求が行えるようになったほか、先進医療給付金のお支払い可否を治療前に判定する「事前査定サービス」もご利用いただけるようになりました。なお、「医療機関直接支払サービス」導入後も、従来どおり、先進医療受療後に先進医療給付金をご請求いただき、お客様に直接お支払いすることも可能です。



注：給付金ご請求に必要なご請求書類の詳細につきましては、別途お問合せください。

チューリッヒ生命は、今後もお客様の利便性向上と迅速な保険金・給付金等のお支払いを行っていくために、サービス改善に努めてまいります。

■2014年9月16日（火）よりご利用が可能となったサービス等

1. 先進医療給付金を当社より医療機関へ直接お支払いする「医療機関直接支払サービス」

お客様からご希望があった場合、当社より先進医療給付金をご指定の医療機関へ直接お支払いすることが可能となりました^(※1)。これにより、お客様の治療費についての経済的な不安や、一時的に治療費をご負担いただくことなく、医療機関へ治療費のお支払いをスムーズに完了することができます。

※1 当サービスをご利用の際には、事前に医療機関の同意が必要となります。

2. 治療費の「ご請求書」で、先進医療給付金のご請求手続きが可能に

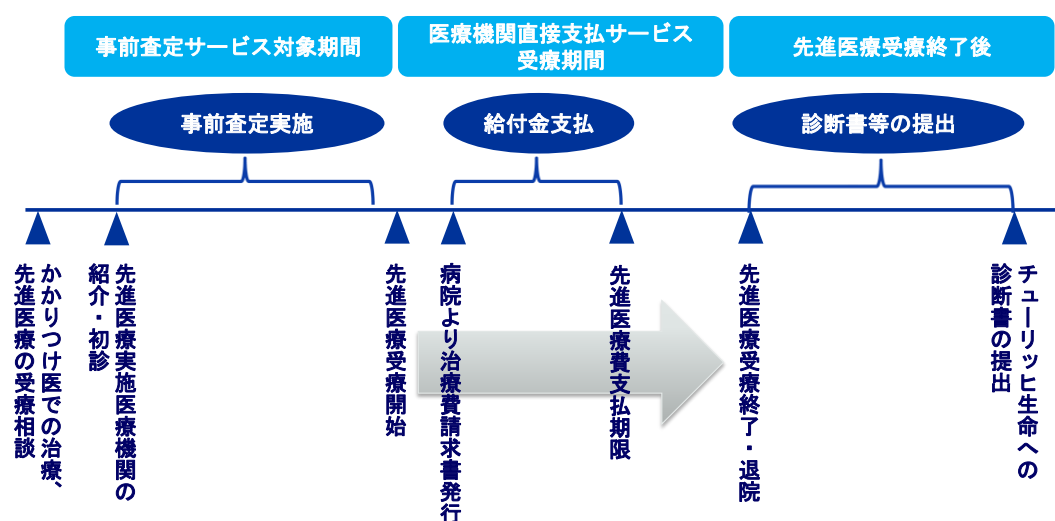
従来先進医療給付金のご請求のお手続き方法では、必ず「診断書^(※2)」を添付いただく必要がございましたが、ご請求手続きの見直しにより、先進医療を受療する医療機関からの治療費の「ご請求書」でも受付できるようになりました。これにより、迅速に先進医療給付金のお支払いをすることが可能となりました。

※2 「診断書」は先進医療受療終了後にご提出いただきます。

3. 治療開始前に、先進医療給付金のお支払い可否を判定する「事前査定サービス」を導入

先進医療受療前に、先進医療給付金のお支払いが可能かどうかを事前に判定することが可能となりました。先進医療にかかわる技術料が先進医療給付金の支払限度額内であるかどうかご不明な場合等にご利用いただくことで、安心して治療に臨んでいただけます。

■医療機関直接支払サービスおよび事前査定サービスを利用した場合の流れ



※ 「事前査定サービス」は、「医療機関直接支払サービス」をご利用しない場合でも、ご利用が可能です。

※ 「事前査定サービス」および「医療機関直接支払サービス」ご利用に関するお手続き方法は、以下のお問合せ先にご連絡ください。

■事前査定サービス、医療機関直接支払サービスに関するお客様のお問合せ先

<平日昼間のお問合せ番号>

●0120-286-660

(月～金) 午前9時～午後6時 ※ 土日祝を除く

<平日夜間/土曜日のお問い合わせ電話番号>

●0120-236-523

(月～金) 午後6時～午後9時 / (土) 午前9時～午後6時 ※日曜・祝日を除く

本件に関する報道関係者様のお問合せ先：

チューリッヒ生命 (チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)

マーケティング・コミュニケーション部 広報担当：中本、石川

Tel：03-6832-1612 Fax：03-6832-1620 E-mail：zlpr@zurich.co.jp

■チューリッヒ・インシュアランス・グループについて

チューリッヒ・インシュアランス・グループは、グローバル市場および各国市場において幅広い商品ラインアップを揃える世界有数の保険グループです。スイスのチューリッヒ市を本拠に1872年に設立され、55,000人を超える従業員を有し、世界170カ国以上の個人、そして中小企業から大企業までのあらゆる規模の法人およびグローバル企業のお客様に、損害保険および生命保険の商品・サービスを幅広く提供しています。持ち株会社であるチューリッヒ・インシュアランス・グループ社（銘柄コード：ZURN）はスイス証券取引所に上場しており、米国においては、米国預託証券プログラム（銘柄コード：ZURVY）のレベル1に分類され、OTCQXにて店頭取引されています。チューリッヒグループに関する詳しい情報は www.zurich.com をご覧ください。